

衆議院法務委員会ニュース

【第 198 回国会】令和元年 5 月 17 日（金）、第 17 回の委員会が開かれました。

1 民法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 51 号）

- ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。
- ・山下法務大臣、門山法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行いました。
（質疑者）源馬謙太郎君（国民）、藤野保史君（共産）、遠山清彦君（公明）、石原宏高君（自民）、黒岩宇洋君（立憲）、井出庸生君（社保）、串田誠一君（維新）、山本和嘉子君（立憲）

（質疑者及び主な質疑事項）

源馬謙太郎君（国民）

（1） 里親手当

ア 里親にはある金銭的支援が養親にはない理由及び養親に対する金銭的な支援策の今後の検討の有無

イ 里親手当が無くなることで里親制度から養子縁組への移行の阻害要因となった事例の有無

（2） 特別養子縁組の養子候補者の上限年齢の引上げ

ア 年齢の上限を超えていたため、やむを得ず特別養子縁組ではなく普通養子縁組をした事案の件数

イ 現行法が特別養子候補者の上限年齢を原則 6 歳未満とした理由

ウ 上記イの理由にもかかわらず、本法案で上限年齢を原則 15 歳未満に引き上げる理由及び背景

エ 民法上、15 歳に達した養子候補者自らの意思で普通養子縁組をすることが可能とされている理由

オ 普通養子縁組より自分の意思が反映されると思われる身分行為である婚姻の女性の婚姻適齢が 18 歳に引き上げられたことと、養子候補者が自らの意思で養子縁組をすることができる年齢を 15 歳に据え置いていることとの整合性

カ 例外的に 15 歳以上 18 歳未満の者で特別養子となることができる場合の要件の一つである「やむを得ない事由」の具体的内容及び当該要件を判断するに当たっての判断基準

キ 養子候補者が 15 歳に達している場合に特別養子縁組を成立させるためには本人の同意が必要とされたことにより、実親子関係を解消する決断をしなければならないことによって生じ得る養子候補者の精神的葛藤等に対する支援策

ク 養子候補者の同意の有無の確認方法

ケ 15 歳未満の特別養子候補者等への本改正の周知方法

コ 養子候補者の上限年齢を引き上げ、養親となる者の下限年齢は据え置くことにより、養親子の年齢が近接することによる問題点についての法務大臣政務官の見解

サ 養子候補者に子供がいる場合の取扱い

（3） 特別養子縁組の成立の手続の見直し

ア 試験養育期間中の養親候補者や養子候補者への助言等の支援体制の有無

イ 実親による同意の撤回により縁組が成立しなかった事例の件数及び撤回理由

ウ 実親が同意を撤回したにもかかわらず、自分で引き取らず施設に預けたままにするという事態の防止策

エ 実親が同意しやすくする又は撤回しにくくするような実親への支援策の必要性

オ 実親の同意の撤回制限について、「養子となるべき者の出生の日から 2 か月を経過した後にされたものであること」との要件を設けた理由

カ 特別養子適格の確認の審判は確定したが、特別養子縁組の成立の審判がされなかった場合の問題点についての法務省の見解及びその場合の特別養子適格の確認の審判結果の養子候補者への告知の有無

キ 児童相談所長が果たす役割が増大する中、児童相談所長の人選をこれまでどおり地方自治体に任

せていくことについての厚生労働省の見解

ク 児童相談所の役割が増大していく中で児童相談所長及び職員に求められることとなる資質

ケ 今回の改正により予想される特別養子縁組の増加件数及び本法案が家庭的な環境の中で養育される子供を増やすという目標に果たす役割

藤野保史君（共産）

- (1) 虐待等の様々な事情により親元で暮らせない要保護児童のうち各種施設で暮らしている児童の数及び施設類型別の内訳
- (2) 特別養子縁組制度の改正後の利用増加件数の見込みについての法務大臣の見解
- (3) 要保護児童の社会的養育
 - ア 厚生労働省が平成 29 年に取りまとめた「新しい社会的養育ビジョン」の主な内容
 - イ 上記アのビジョンで示されている児童養護施設の小規模化・地域分散化等をするものの意義
 - ウ 児童相談所が一時保護された児童の処遇を検討するために行う調査の内容
 - エ 大規模な児童養護施設では年齢や性別、障害の有無を問わず様々な問題を抱えた児童が未だ共同生活をしている実情を踏まえ、個々の児童のニーズに応じた支援の拡充に向けた今後の厚生労働省の具体的な取組
- (4) 子の出自を知る権利
 - ア 子供にとっての自らの出自を知る権利の意味及び特別養子縁組成立後の当該権利の重要性についての法務大臣の見解
 - イ 特別養子となった者が自らの出自を知る手段
- (5) 児童相談所における弁護士配置
 - ア 児童相談所に常勤弁護士を配置するメリット
 - イ 児童相談所において常時弁護士の指導や助言を得ることの重要性についての法務大臣の見解
- (6) 児童養護施設等の現場の声を踏まえた社会的養護関係予算の増加の必要性
- (7) 特別養子制度を見直すなど子の最善の利益を社会全体で優先させていくことについての法務大臣の見解

遠山清彦君（公明）

- (1) 民間の養子縁組あっせん事業者
 - ア 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律に基づく許可を受けた養子縁組あっせん事業者が特別養子縁組制度において果たしている役割についての厚生労働省の見解
 - イ 無許可の違法な養子縁組あっせん事業者については管轄の自治体が不明であるため、国が指導・監督すべきとの考えに対する厚生労働省の見解
 - ウ 無許可事業者に関する情報に接した場合の法務省の対応
- (2) IT 化の進展により、児童相談所や許可を受けた養子縁組あっせん事業者を通さずに実親と養親希望者が直接金銭授受等のやり取りをした上で、特別養子縁組の成立の審判の申立てをする場合が起こり得るとの懸念に対する法務省の見解
- (3) 本法案
 - ア 特別養子適格の確認の審判において実親の同意に撤回制限を設けた目的及び同制限が養子縁組あっせん事業の現場に与える影響
 - イ 同意の撤回制限の期間を 2 週間とした理由

石原宏高君（自民）

- (1) 特別養子制度の見直しの背景と意義
- (2) 特別養子縁組の成立の手続を2段階に分ける理由
- (3) 里親、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子活動支援施設、ファミリーホーム及び自立援助ホームに委託又は入所している児童数中、直近の14歳以下の児童数
- (4) 18歳未満の者の普通養子縁組の年間届出数
- (5) 実親に子を育てる資力がない場合や実親による暴力がある場合には、実親の同意がなくても特別養子適格が認められ、特別養子縁組が成立する可能性があるとの理解に対する法務省の見解
- (6) 15歳以上の養子候補者に対して審判時に同意の有無を確認する際、実親との間の相続権がなくなるなどの法的事項の説明を行うことの要否及び説明を行う裁判所職員の職種
- (7) 子の両親が離婚した後に実母が再婚し、子と実母の再婚相手との間で特別養子縁組を行おうとする場合の実父の同意の要否及び特別養子縁組の成立後の実父の養育義務及び面会交流権の存否
- (8) 特別養子縁組における養親候補者の所得の下限に関する制限の有無及び養親となることの適否に関する家庭裁判所の判断基準
- (9) 15歳以上の養子候補者に対して審判時に同意の有無を確認する過程で養親候補者の経済状況等についての説明を家庭裁判所調査官が行うことの要否
- (10) 15歳以上の養子候補者が養親候補者の経済状況等についての説明を求めた場合の家庭裁判所の対応
- (11) 審判確定時における養子候補者の上限年齢を20歳未満ではなく18歳未満とする理由

黒岩宇洋君（立憲）

- (1) 特別養子縁組の養子候補者の上限年齢の引上げ
 - ア 養子候補者の上限年齢の引上げを行うことの立法事実
 - イ 立法事実との関係では実父母の同意の要件の緩和や同意を得やすい実務上の措置を講ずる方が合理的ではないかとの考えに対する法務省の見解
 - ウ 立法事実として引用している厚生労働省の特別養子縁組に関する調査の調査対象
 - エ 上記ウの調査の調査対象の総数
 - オ 調査対象である平成26年及び平成27年の新規入所者18,939人のうち特別養子縁組を検討すべきと考えられる事案298件の選定基準
 - カ 上記ウの調査によると上限年齢の引上げにより特別養子縁組が可能となるのは全体の3%弱でよいかの確認
 - キ 新規入所者である児童の中に上記オの選定基準の一つである長年にわたって親との面会交流がない児童はいるのかの確認
- (2) 特別養子制度の夫婦共同縁組要件
 - ア 昭和62年の特別養子制度の創設理由
 - イ 普通養子縁組に夫婦共同縁組が要件とされているのかの確認
 - ウ 普通養子縁組と異なり、特別養子縁組に夫婦共同縁組が要件とされている理由
 - エ 単身親が将来にわたって乳幼児を確実・適切に監護・養育することの可否とその理由
 - オ 諸外国における特別養子制度の夫婦共同縁組要件の要否
 - カ 昭和62年の特別養子制度創設時に夫婦共同縁組を要件とした理由
 - キ 単身者は普通養子縁組をすることができるため特別養子縁組は夫婦共同縁組を要件としても不当な結果は生じないとの当時の立法担当者の見解は法務省の見解としてよいかどうかの確認
 - ク 単身者は普通養子縁組だけでよいとの見解と特別養子縁組が夫婦共同縁組を要件としていることの論理的関係
 - ケ 単身親子家庭と比較して夫婦共同家庭の方が円満な安定した家庭生活といえるのかどうかの確認
 - コ 単身親子家庭と配偶者がいる家庭を比較すると、配偶者がいる家庭の方が安定的な家庭、子を養

育するには適当な家庭であるとの意見に対する法務大臣の見解
サ 父子家庭や母子家庭は、子の福祉や温かい家庭という観点からは配偶者がいる家庭よりも適当ではないとの理解でよいかどうかの確認

井出庸生君（社保）

性犯罪

- ア 5月15日の法務委員会において、性暴力被害者の支援団体への相談者のうち警察に相談等をした者が半数以下しかない事実に対する警察庁の認識について、具体的な集計方法を把握していないのでコメントは難しい旨の答弁をした趣旨
- イ 性暴力被害者の支援団体が内閣府の調査結果に基づき試算した、1年間に6万から7万人の女性が無理やり性交されているという推計の重大性についての警察庁の見解
- ウ 上記イの推計に対する法務大臣の見解
- エ 被害届を受理しないという取扱いは現場の警察では極めてまれであることの確認
- オ 被害届の不受理件数に関する調査の必要性
- カ 上記オの調査について、期間を限定して行うことを検討する必要性
- キ 性暴力被害者の支援団体と協力した被害者の実態把握に関する調査の検討の必要性

串田誠一君（維新）

(1) 民法第822条の懲戒権

- ア 従う必要のある懲戒か否かを子自身が判別する基準の有無
- イ 親権者の有形力の行使が懲戒であるか否か不明な場合の抵抗の可否についての判断基準

(2) 本法案

- ア 児童養護施設入所中の児童等を対象とした特別養子縁組だけが本法案の対象であるか否かの確認
- イ 未成年の子を持つ夫婦が離婚後、親権を有する一方の親が再婚した後にその再婚相手と子との間で特別養子縁組をするという事例において、離婚後の共同親権制度が認められる前に特別養子制度が見直されることにより親権を認められなかった一方の親との親子関係が不当に終了させられることになるのではないかと危惧に対する法務大臣の見解
- ウ 上記イの事例において、離婚後の親権を有する親から「虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由」を主張され、不同意事由に該当するとして親権を有しない一方の実親の同意もなく、再婚相手との特別養子縁組が認められるのではないかと危惧に対する法務省の見解
- エ 離婚後の親権を有しない実親の真意に基づかない同意によっても親子関係を終了させてしまう単独親権の下での特別養子制度への懸念に対する法務大臣の見解

(3) 子の不当な連れ去り

- ア ハーグ条約の適用対象が国際結婚に限定されていないことの確認
- イ ハーグ条約における子の返還拒否事由を主張する当事者が裏付けとして裁判所に提出する資料の具体的内容
- ウ 警察や在外公館等に対する相談事例だけでは子の返還拒否事由を裏付ける資料とならないことの確認
- エ 平成23年に離婚後の子の監護に関する事項の定め等を規定する民法第766条を改正した趣旨
- オ 子の不当な連れ去りを防止することが同改正の趣旨に含まれていたことの確認
- カ 平成23年の改正趣旨を踏まえ、子の監護の処分に関する審判における不当に子を連れ去った側に対する実務上の取扱い

山本和嘉子君（立憲）

- (1) 特別養子制度の見直しが行われることとなった背景及びそのきっかけ
- (2) 特別養子縁組を2段階の審判で成立させること及び第1段階の手續に児童相談所長が関与できることとする趣旨、改正の具体的な内容及びその効果
- (3) 養子候補者の上限年齢を現行の6歳未満から15歳未満に引き上げることとした理由
- (4) 例外的に15歳以上18歳未満の者が養子となる場合には、養子候補者の同意を必要とすることとした理由
- (5) 養子候補者の上限年齢を引き上げること、現行の特別養子制度の制度趣旨を変更するものであるとの意見に対する法務大臣の見解
- (6) 普通養子縁組ではなく特別養子縁組が必要となるケースの具体例
- (7) 現行制度における特別養子縁組成立後の養親や養子に対する支援の内容
- (8) 養子候補者の上限年齢が引き上げられることによって生じる新たなニーズを把握する方法及び厚生労働省が中心となって取りまとめた「新しい社会的養育ビジョン」の目指す養親と養子に対する支援の内容
- (9) 家庭環境上養護を必要とする児童に関して「新しい社会的養育ビジョン」に基づき講ずる施策の内容及び今後の見通し
- (10) 家庭環境上養護を必要とする児童が約4万5千人いる中、「新しい社会的養育ビジョン」で示されている年間1千人以上の特別養子縁組成立という目標は十分といえるのかについての厚生労働省の見解
- (11) 英国やドイツに比べ、日本では家庭環境上養護を必要とする児童のうち児童養護施設等で集団生活を送っている児童の割合が高い理由
- (12) 子の出自を知る権利についての法務大臣の見解
- (13) 特別養子縁組の審判事件記録の保存期間